平成２４年（フ）第１０８５５号
東京都世田谷区粕谷２丁目17―１―212
債務者　増澤　一子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８５９号
東京都葛飾区東立石３丁目34―２―202
債務者　吉本　　潔
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６０号
千葉県八街市東吉田227―118
債務者　野田　勝美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６６号
東京都大田区西馬込２丁目31―５―615
債務者　中村　武志
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４３号
横浜市鶴見区矢向３丁目９番27号　第三和風荘
債務者　小岩真由美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７２号
横浜市鶴見区岸谷４丁目24番５号
債務者　望月　昭宏
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７８号
横浜市港北区鳥山町442番地　青葉荘102
債務者　西潟　和孝
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０９１号
大阪府守口市梶町４丁目63番７―401号
債務者　大野　愛珠
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９５号
大阪府門真市常称寺町４番12号
債務者　大野　真悟
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６５０号
大阪市淀川区木川西２丁目24番18号
債務者　古口　裕子（旧姓堀本）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０３号
大阪市西成区山王３丁目13番17号　メゾン・ド・プリエール２―Ｂ
債務者　山村　　隆
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８０９号
大阪市東淀川区菅原１丁目６番１―802号
債務者　阿部　平治
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３号
東京都あきる野市雨間３番地８
債務者　竹内　路子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７６号
東京都小平市学園西町２丁目17番16―102号
債務者　田村　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４２号
岡山市北区一宮75番地９
債務者　小西　　勉
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５９号
岡山市南区西畦475番地、旧住所岡山市南区当新田115番地10　コーポラス当新田Ｂ205
債務者　幟　　漢奈（旧姓弓削）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部